

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							【A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討】							
							担当省庁(省庁名のみ記載)	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
とやま地域共生型福祉推進特区	認知症対応型共同生活介護利用者の居宅サービス利用	24秋1601	<p>住み慣れた身近な地域にあるグループホームで高齢者が安心して暮らし続けるため、外部から居宅サービスの提供を受ける必要がある場合に、認知症対応型共同生活介護事業者がその費用を負担しなければならない現行制度を見直し、福祉用具貸与や訪問看護などの利用を認め、介護報酬の対象とすること。</p> <p>これにより、入居者の重度化への対応や医療的ケアが必要な高齢者の利用が可能となり、入居者の状態の変化に応じた適切なサービスを提供することができる。ひいては、地域包括ケアの理念にも合致し、総合特区の目的である地域共生型社会の実現に寄与するものとする。</p>	<p>制度設計上は、認知症対応型共同生活介護事業で必要とされる費用を勘案して介護報酬が設定されているとしているが、制度創設時と現在とでは、入居者の状態像に大きなズレが生じている。</p> <p>入居者の中には重度化する方が増えており、特に医療的ケアが必要な方については、それぞれの状態の変化が異なり、個別の対応が求められることから、事業者側のケアの負担が大きく、入居者がグループホームで暮らし続けることが難しくなる。</p> <p>しかし、外部から福祉用具貸与や訪問看護などの居宅サービスを取り入れることができれば、入居者それぞれのニーズに応じたサービスが受けられ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが可能となる。</p> <p>ついでには、この現行の制度設計を見直し、一部の居宅サービス利用が可能となるよう改善していただきたい。</p>	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第99条第2項	1回目	厚生労働省	厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室	指定地域密着型サービスの事業の人員及、設備及び運営に関する基準第99条第2項	E	—	—	認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従事者以外の者による介護を受けさせてはならない。	<p>○認知症対応型共同生活介護事業の介護報酬は、認知症対応型共同生活介護事業で必要とされる費用を勘案した上で設定されており、介護報酬内で全てのサービスを提供することになっている。</p> <p>○認知症対応型共同生活介護事業所の入居者の重度化については、次期介護報酬改定(平成27年度)の課題と認識しており、当該課題を含めた様々な実態について、平成24年度に認知症対応型共同生活介護事業所の調査研究を行い、平成25年度も継続して調査を行う予定である。</p> <p>○なお、今後、仮に富山県から提案事項の必要性を裏付ける新たな調査結果等が提供されたとしても、区分支給限度基準額の考え方等、介護報酬の根幹的な仕組みへの影響を考慮しなければならないため、検討には相当の時間を要する。</p>
						2回目				E	—	—		<p>○認知症対応型共同生活介護事業所の入居者の重度化については、次期介護報酬改定(平成27年度)の課題と認識しており、当該課題を含めた様々な実態について、平成24年度から認知症対応型共同生活介護事業所の調査研究を行ってきている。</p> <p>平成25年度においては、検討会を設置して調査設計等の検討や調査客体の選定を行った上で、要介護度に応じた認知症対応型共同生活介護事業所でのサービスの提供実態等、入居者の状態の評価やケアのあり方について調査を行うこととしている。</p> <p>○富山県から提案のあった、</p> <p>①一定の要件を定めて加算を設けることについては、利用者負担や事業者収入等の公平性の観点から、慎重に検討する必要がある。なお、認知症対応型共同生活介護には医療連携体制加算が設けられており、当該加算を活用して医療ニーズへの対応を図ることが可能となっている。</p> <p>②モデル事業の実施については、上記の調査を踏まえて必要性を精査しなければならないことから、検討には相当の時間を要する。</p>

「国と地方の協議」(平成25年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合 特区名	提案事項名	整理 番号	指定自治体の回答 【a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他】		内閣府整理 【(i)取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの (ii)取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの (iii)現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの (iv)自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの (v)一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの (vi)国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの】	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理(i～vi)
とやま地域 共生型福祉 推進特区	認知症対応型 共同生活介護 利用者の居宅 サービス利用	24秋 1601	C	<p>○入居者の重度化など、制度創設時と現在とでは、入居者の状態像に大きなズレが生じており、グループホームに求められる機能は高度化・多様化してきているが、小規模な経営が多いグループホームにおいては特に、日常的な医療ニーズに継続的に対応しきれていない現状がある。</p> <p>○同じ居宅サービスの枠組みの中で、在宅介護では個人の状態に応じ個人に合ったサービスを選択できるが、グループホームでは入居者個人が必要とするサービスを十分に受けられない現状は、公平を欠くものである。</p> <p>○入居者の負担による外部サービスの導入が介護報酬の関係で難しいのであれば、一定の要件を定めて加算措置を設けることができないか、検討をお願いしたい。特に、福祉用具の貸与は極めて個人の状況に対応するものであり、加算措置が妥当であると考え。(入居者の重度化等に対応するため、平成21年の改正時に看取り加算を創設した例もあり、入居者それぞれの症状の進展にあわせた、本件のような加算措置であれば導入可能であると考え。)</p> <p>○厚生労働省では、27年4月の次期介護報酬改定に向けて、グループホームの様々な実態について調査しているとのことだが、本提案の実態を正確に把握するため、本県も含めて全国的にモデル事業として実施すべきではないか考える。また、現在行われている調査に関し、グループホームの入居者の重度化への対応に向けて、どのような改定を行うためにどのような調査を実施しているのか、その内容等を明らかにしていただきたい。</p>	厚生労働省より、介護報酬内で全てのサービスを提供することになっているとの見解が示されているが、自治体は、制度創設時と現在とでは入居者の状態像に大きなズレが生じており、グループホームに求められる機能は高度化・多様化してきていると判断しており、当該事業の介護報酬改定の検討に相当程度時間を要するのであれば、一定の要件を定めて加算措置を導入すること又はモデル事業の実施等の代替案を提示していることから、厚生労働省は自治体の見解を踏まえて再度検討を行うこと。	
			C	<p>○福祉用具の貸与に係る加算については、平成21年に創設された看取り加算と同様、入居者の個々の状態に対応するものであり、看取り加算の導入の際にも利用者負担や事業者収入等の公平性の観点から検討した過程に倣えば、本件の加算措置も導入可能であると考え。</p> <p>○医療連携体制加算を活用して医療ニーズへの対応を図ることが可能であるとのことだが、入居者の個々の状態に応じた医療ニーズに継続的に対応しうる報酬単価の設定になっていないほか、要支援2の入居者は医療連携体制加算の対象になっていないなど、医療ニーズに対応しきれていないのが現状である。</p> <p>○厚生労働省が実施する調査において、グループホームにおける福祉用具の利用実態等に関する調査は盛り込まれているのか、また、入居者の重度化への対応に向けて、どのような改定を行うことを想定した調査を行おうとしているのか、具体的に内容を明らかにしていただきたい。</p>	認知症対応型共同生活介護事業所の入居者の重度化については、厚生労働省、富山県ともに問題意識は共有しているが、要望の実現に向けて、加算措置の導入又はモデル事業の実施等の可能性を含め、更に論点を整理することが必要。一旦協議は終了するが、再度検討した上で、秋以降に厚生労働省と改めて協議を行うこと。 なお、厚生労働省は、富山県が検討するにあたり、25年度に設置された検討会の情報は、可能な限り随時提供すること。	V